

服装等についての基本原則

きつませんだいらつえのしょうがっこう
薩摩川内市立可愛小学校

※基本的な考え方

R2.11月 改訂

服装についてのきまりの共通理解のもと、全学年で一貫した指導を行うために次のような基本原則を設ける。
尚、この基本原則は、児童の実態や保護者からの相談などに基づいて、随時見直しを図って行くものとする。

1 靴下について

- (1) 白・黒・紺等の単色で華美にならないものとし、ワンポイントまでは可とする。ただし、儀式的行事は必ず白の靴下とする。
※ 儀式的行事とは、各学期の始業式・終業式、卒業式、入学式をいう。その他、修学旅行・音楽発表会等も同様とする。
- (2) 膝上までの靴下、スニーカーソックス、くるぶしソックスについては禁止とする。

2 靴について

- (1) 靴は、運動しやすい靴とし、「色」「形」とも華美にならないものとする。
- (2) ハイカットやエナメル系の靴は禁止とする。

3 シャツについて

- (1) 標準服着用時、男子はカッターシャツ及び女子はブラウス着用を原則とするが、白のポロシャツも可とする。

4 ベストについて

- (1) 色は、白・紺・黒の単色とし、ワンポイントまでは可とする。
- (2) ベストは標準服の中での着用を原則とする。
- (3) 1ヶ月程度設ける衣替え期間のみ、中間服として扱い、ベストでの登校は可とする。衣替え期間以外は、ベストのみの着用は不可とする。
- (4) 半袖カッターシャツや半袖ブラウス、半袖ポロシャツでのベスト着用は禁止とする。

5 トレーナー（セーター）について

- (1) トレーナーは、必ず標準服の中のみに着用し、トレーナーのみの着用は禁止する。
- (2) トレーナーは、フード付き等、華美にならないものとする。
- (3) 手が隠れたり、標準服からはみ出たりする長さのものは不可とする。

6 ジャージについて

- (1) 体調が悪い時はジャージ着用を認める。ズボン着用は、洗濯等でジャージがない時のみとする。
- (2) 3学期は、防寒目的のジャージ等の着用を認める。その際、ジャージはスカートの下に着ない。

7 クォーターパンツ（体育ズボン）について

- (1) スカートの裾下から出ないものを着用すること。

8 ヘアピンについて

- (1) 色は、華美にならないものとし、ゴムやピン程度にする。
 - ・ 髪をとめている物が大きく華美な児童は、体育、登下校等でも帽子を着用しないため。
- (2) ゴムなど、腕にまくのは禁止とする。

9 服装に関するその他

- (1) 携帯用カイロは禁止とする。ただし、体調不良の時、背中や腰などに張ったりすることは可とする。
- (2) 手袋・マフラーなどは、登下校の時のみとする。ただし、教室ではとること。
- (3) 髪型については、長い髪の児童はゴムでまとめるようにする。
<理由> ・ 授業中、垂れて勉強に集中できない。 ・ 長いとブランコなどにからまり、危険である。
 - ・ 前髪が目に入ると痛くなるなど、衛生的にも問題がある。
- (4) 眉毛を整えることや髪をセットすることは禁止する。
- (5) タイツについては、目的が防寒であればジャージと同じ扱いとする。

10 その他

- ・ 体育館や後ろ校舎の後ろでは遊ばない。遊ぶ場所は、運動場と力山とする。
- ・ 中庭にある池では、生き物を観察する目的なら入ってもよい。
- ・ 力山周辺では、ボール遊びは禁止とする。
- ・ ブランコの鎖を短くして遊ばない。
- ・ 校舎から体育館への渡り廊下でなわとびや一輪車などして遊ばない。
- ・ 校庭でのドッジボール遊びは可とする。ただし、リレーゾーンでは遊ばない。
- ・ ズボンやスカートの着用については、保護者や本人の申し出により柔軟に対応する。(R3年. 12月改訂)

11 更衣期間（基準） 準備期間後、衣替え

- ・ 夏服更衣準備：5月連休明けから5月31日まで／冬服更衣準備：10月運動会代休明けから11月2日まで